

## 米軍人による道路交通法違反事件に対する抗議決議

沖縄防衛局より9月21日午前2時45分頃、北谷町美浜で米陸軍（嘉手納基地）所属の上等兵（22歳）が北谷町美浜で酒気を帯びた状態で運転をしたとして、道路交通法違反（酒気帯び運転）で現行犯逮捕されたとの報告があった。沖縄警察署によると、呼気から基準値の約2倍のアルコールが検知されたとのことである。

5月27日に在沖米四軍沖縄地域調整官が再発防止と綱紀粛正の徹底を誓い、在沖米軍人・軍属に対し、基地外・自宅外での飲酒の禁止、午前0時までの帰宅を義務づけたが、リバティー制度の緩和措置後、飲酒による事件は繰り返されている。8月21日にも米軍嘉手納基地所属の米空軍兵長（23歳）が北谷町宮城の町道にて同違反で逮捕されており、5人目の逮捕者となった。

このような事件の続発は、米軍内部の規制も組織統制も機能していない証拠である。

日米両政府が繰り返す「綱紀粛正」「再発防止」「教育の徹底」という言葉は、実効性の伴わない小手先の手法でのごまかしであり、根本的な解決に繋がらず、極めて遺憾である。

よって、本町議会は、町民及び県民の生命、財産、安全を守る立場から関係機関に対し、厳重に抗議するとともに、下記事項について強く要求する。

### 記

- 1 被疑者を厳正に処罰し、米軍人・軍属の綱紀粛正を徹底すること。
- 2 リバティー制度の緩和措置を撤回し、規制を強化すること。
- 3 事件の再発防止と具体的な解決策を日米両政府で早期作成・公表し、実施すること。
- 4 日米地位協定の抜本的な改定を早急に行うこと。
- 5 すべての在沖米軍基地を速やかに撤去すること。

以上、決議する。

平成28年9月27日

沖縄県中頭郡北谷町議会

あて先

米国大統領 米国国防長官 米国国務長官 駐日米国大使  
米太平洋軍司令官 在日米軍司令官 在沖米四軍沖縄地域調整官  
嘉手納基地第18航空団司令官 第10支援群司令官 在沖米国総領事

## 米軍人による道路交通法違反事件に対する意見書

沖縄防衛局より9月21日午前2時45分頃、北谷町美浜で米陸軍（嘉手納基地）所属の上等兵（22歳）が北谷町美浜で酒気を帯びた状態で運転をしたとして、道路交通法違反（酒気帯び運転）で現行犯逮捕されたとの報告があった。沖縄警察署によると、呼気から基準値の約2倍のアルコールが検知されたとのことである。

5月27日に在沖米四軍沖縄地域調整官が再発防止と綱紀粛正の徹底を誓い、在沖米軍人・軍属に対し、基地外・自宅外での飲酒の禁止、午前0時までの帰宅を義務づけたが、リバティー制度の緩和措置後、飲酒による事件は繰り返されている。8月21日にも米軍嘉手納基地所属の米空軍兵長（23歳）が北谷町宮城の町道にて同違反で逮捕されており、5人目の逮捕者となった。

このような事件の続発は、米軍内部の規制も組織統制も機能していない証拠である。

日米両政府が繰り返す「綱紀粛正」「再発防止」「教育の徹底」という言葉は、実効性の伴わない小手先の手法でのごまかしであり、根本的な解決に繋がらず、極めて遺憾である。

よって、本町議会は、町民及び県民の生命、財産、安全を守る立場から関係機関に対し、厳重に抗議するとともに、下記事項について強く要請する。

### 記

- 1 被疑者を厳正に処罰し、米軍人・軍属の綱紀粛正を徹底させること。
- 2 リバティー制度の緩和措置を撤回し、規制を強化させること。
- 3 事件の再発防止と具体的な解決策を日米両政府で早期作成・公表し、実施させること。
- 4 日米地位協定の抜本的な改定を早急に行うこと。
- 5 すべての在沖米軍基地を速やかに撤去させること。

以上、地方自治法第99条の規定により意見書を提出する。

平成28年9月27日

沖縄県中頭郡北谷町議会

あて先

衆議院議長      参議院議長      内閣総理大臣      外務大臣      防衛大臣  
沖縄及び北方対策担当大臣      外務省特命全権大使（沖縄担当）      沖縄防衛局長